

# 「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」に対する意見募集について

平成20年4月3日  
厚生労働省医政局  
総務課医療安全推進室

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室では、平成20年4月4日（金）から「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」について、国民の皆様からの御意見を募集します。

## 1 背景等

厚生労働省では、医療事故による死亡の原因究明・再発防止という仕組みについて、平成19年3月、10月に公表した試案に対する意見や平成19年4月から13回にわたり開催している有識者による「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」での議論を通して検討を重ねてまいりました。

※「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」における議論については、厚生労働省ホームページの次のURLをご覧ください。  
・ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/kentou/index.html>

この度、これまでの議論や各方面からの意見を参考に、改めて現時点における厚生労働省としての考え方を「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」としてとりまとめました。

つきましては、本試案について広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領にて意見の募集をいたします。

## 2 意見募集対象

「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」

## 3 資料入手方法

### (1) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] における掲載

(<http://www.e-gov.go.jp>)

## (2) 窓口での閲覧・配布

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

(東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館8階)

## 4 意見の提出方法等

---

個人のご意見の場合は【様式1】、法人・団体のご意見の場合は【様式2】に記入し、次のいずれかの方法により提出してください。なお、いただいたご意見に対し個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

### (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：IRYOUANZEN@mlw.go.jp  
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 あて

- ※ 送信する電子メールの件名は「第三次試案に対する意見について」としてください。
- ※ ご意見の提出は、【様式1】又は【様式2】の電子ファイルをメールに添付して提出してください。(ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフトWordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイル又はPDFファイルのいずれでも構いません。)
- ※ 容量が5MBを超える場合は、ファイルを分割する等した上で提出してください。

### (2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 あて

### (3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-3501-2048  
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 あて

- ※ 照会先窓口(03-5253-1111(内線：2580、2579))に電話連絡後、送信してください。

- ◆ 電話による意見の受付はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 意見書は、日本語で記入してください。
- ◆ ご意見本文を指定様式以外の用紙で提出する場合は、下枠内の留意事項をよくお読みください。

#### ご意見本文を指定様式以外の用紙で提出する場合の留意事項

- ◆ 用紙は日本工業規格A列4番とし、ページ番号を記載してください。
- ◆ 提出日、連絡先（住所・電話番号・電子メールアドレス等）を必ずご記入ください。

##### <個人のご意見の場合>

- ◆ 氏名、所属、意見本文のそれぞれについて、公表の可否を必ずご記入ください。
- ◆ 【様式1】（個人用）の4～8の項目について、必ずご記入ください。

##### <法人・団体のご意見の場合>

- ◆ 法人・団体名、代表者氏名、意見本文のそれぞれについて、公表の可否を必ずご記入ください。

## 5 意見提出期限

概ね1か月程度で中間的な取りまとめを行います。

## 6 提出いただいたご意見の取扱いについて

- (1) 個人又は法人・団体に限らず、**連絡先**（住所、電話番号、電子メールアドレスなど）については、**非公表**といたします。  
 ※ 連絡先につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、意見募集に関する業務にのみ使用させていただきます。
- (3) **意見本文中に記載された第三者の個人名**（文献等の引用を除く。）については、**原則非公表**となりますので、ご配慮ください。
- (4) 意見本文中に記載された**法人・団体名、医療機関名**については、**原則公表**いたします。

- (5) 法人・団体としての意見であることの意味が確認できないものについては、個人のご意見として公表いたします。

## 7 公表・非公表の意味が確認できないご意見の取扱いについて

---

### <個人のご意見の場合>

- (1) 氏名、所属、背景（年齢、職業、医事紛争の経験）、意見本文について、公表の意味が確認できない項目は、非公表といたします。

### <法人・団体のご意見の場合>

- (2) 法人・団体名、代表者氏名、意見本文について、非公表の意味が確認できない項目は、公表いたします。

#### 【照会先窓口】

厚生労働省 医政局 総務課 医療安全推進室

TEL : 03-5253-1111 (代表) (内線 : 2580、2579)

FAX : 03-3501-2048